

粕屋町中小企業者等緊急支援金 申請要領

【申請期間】

受付開始 令和3年10月 1日（金）

受付締切 令和4年 2月15日（火）[当日消印有効]

【提出方法】

郵送

【提出先】

〒811-2392 粕屋町駕与丁一丁目1-1

粕屋町役場 地域振興課 あて

【問い合わせ先】

専用ダイヤル：092-931-7255

（受付時間 平日9時～17時）

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため
申請書類は、原則郵送で受け付けています。

粕屋町中小企業者等緊急支援金 申請要領

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、飲食店等の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響により、売上が大きく減少している町内の中小企業者等に対して、事業の継続を支援することを目的として「福岡県感染拡大防止協力金」及び国・県が給付する「月次支援金」に上乘せし、町独自の支援金を交付します。

1. 対象者（支給要件）

①及び② 又は ①及び③の条件を満たす事業者が対象となります。

① 令和3年9月1日時点において、粕屋町に本店などの主たる事業所を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業主を含む）又は町内に住所を有する者で町外に主たる事業所を有する個人事業主

② 「福岡県感染拡大防止協力金」の交付を受けた者

詳しくは、県の申請要領をご確認ください。

③ 国・県が給付する「月次支援金」の交付を受けた者

詳しくは、国・県の申請要領をご確認ください。

以下の全てに該当しないこと。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ 本事業の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が判断する者
- ・ 宗教活動や政治活動に関する事業を営む者

2. 支給金額

(1) 対象者（支給要件）①及び②に該当する場合 1事業者につき金 200,000円

(2) 対象者（支給要件）①及び③に該当する場合 1事業者につき金 100,000円

※上記（1）、（2）を重複して申請はできません。
申請は1事業者につき1回限りです。

3. 申請書類一覧

以下の資料1～6をご用意いただき、ご提出ください。

1	中小企業者等緊急支援金 交付申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県感染拡大防止協力金」を受給されている場合 →様式第1号 (福岡県感染拡大防止協力金受給者用) ・「月次支援金」を受給されている場合 →様式第1号の2 (月次支援金受給者用) ※中小企業者等緊急支援金 交付申請書 (記入例) を参考にご記入ください。
2	【法人／個人 共通】 ○「福岡県感染拡大防止協力金」の給付決定通知書等の写し ○国・県が給付する「月次支援金」の給付決定通知書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・国から送られた給付決定通知書類の写し ・県から送られた給付決定通知書類の写し 又は給付決定メールの写し ※給付決定メールの写しの提出が困難な場合は給付金の振込が分かる通帳の写し
3	【法人／個人 共通】 通帳の写し (法人名又は代表者名義)	表紙と、表紙をめくった口座情報が確認できるページ
4	【法人】 本店などの主たる事業所の所在地が粕屋町であることを確認できる書類	・直近の法人税確定申告書別表一の写し
5	【個人】 本店などの主たる事業所の所在地が粕屋町であることを確認できる書類 又は町内に住所を有し、町外に主たる事業所を有することを確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の所得税確定申告書第一表の写し ・青色申告決算書又は収支内訳書の写し ※上記書類で事業所等の所在地が確認できない場合は、その他の書類 (開業届、営業許可証、委託契約書などの写し) を併せて提出してください。
6	【個人】 本人確認書類	運転免許証、個人番号カード (表面のみ) 等の写し

※ご提出いただいた資料で支給要件を確認できない場合は、追加資料の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

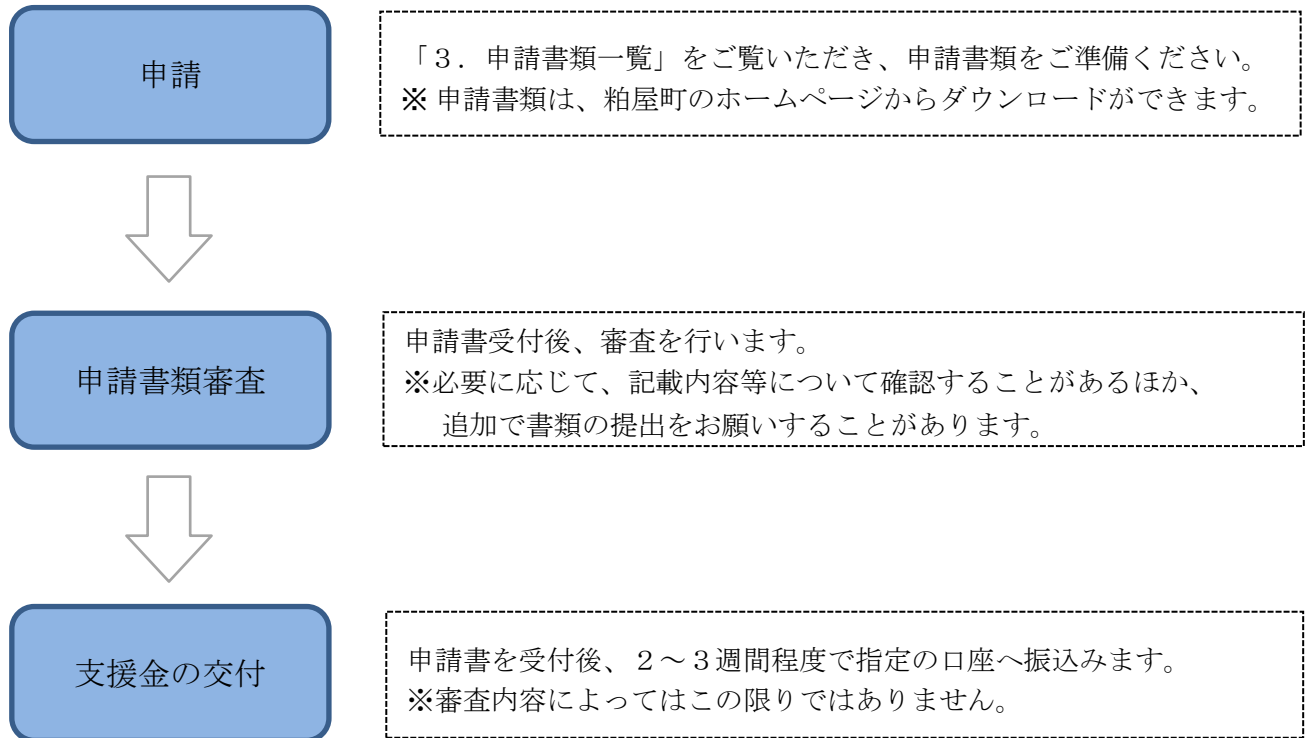
※申請書類は粕屋町ホームページからダウンロードできます。

申請書様式のダウンロードができない場合は、中小企業者等緊急支援金専用ダイヤル (092-931-7255) にお電話ください。申請書を郵送いたします。

4. 申請期間

令和3年10月1日（金）～ 令和4年2月15日（火）※当日消印有効

5. 申請から支援金交付までの流れ



6. 申請方法・申請先

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、申請書類は原則郵送で受け付けています。
なお、郵送料は申請者負担となります。

【郵送先】〒 811-2392 粕屋町駕与丁一丁目1-1 粕屋町役場 地域振興課 あて

〒 8 1 1 - 2 3 9 2
粕屋町駕与丁一丁目1-1
粕屋町役場 地域振興課 行
(中小企業者等緊急支援金 申請書 在中)

※郵送の際は、点線部を切り取ってお使いください

7. 交付決定の取消し

申請者が次のいずれかに該当する場合、当該申請に係る支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 交付申請書に虚偽の内容を記載したことが発覚した場合
- (2) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 事業継続の意思がないと判断した場合

8. 補助金の返還

粕屋町が支援金の交付決定を取り消した場合には、申請者に対して当該支援事業の取消しに係る部分に関し、返還期日を定めて請求します。支援金返還を求められた事業者は、粕屋町からの納付書により、期日までに返還してください。

9. 本件に係るお問い合わせ（粕屋町役場 地域振興課）

中小企業者等緊急支援金専用ダイヤル 092-931-7255

[受付時間：平日 9：00～17：00]